

<記念講演のレジュメ>(長田弁護士から提供いただいた原文です)

差止対象になる景品表示法と特定商取引法について

平成21年6月29日

長 田 淳

第1 はじめに

消費者契約法の改正によって景品表示法：特定商取引法の分野でも差止請求が認められることになった（景品表示法は、平成21年4月より施行、特定商取引法は平成21年12月より）。

第2 これまでの差止請求の範囲

1 消費者契約法8条ないし10条（不当条項）に関する差し止め請求

①8条

- ・事業者の債務不履行責任の全部を免除する条項（1号）
- ・故意又は重過失による債務不履行責任の一部を免除する条項（2号）
- ・事業者の不法行為損害賠償責任の全部を免除する条項（3号）
- ・故意又は重過失による不法行為損害賠償責任の一部を免除する条項（4号）
- ・瑕疵担保責任の全部を免除する条項（5号）

e x

旅行業者のツアーにおいて

「荷物の運搬については、当社は一切責任を負いません。添乗員に故意、過失等があっても同様です」。

②9条

- ・契約解除に伴う損害賠償額・違約金が、同種契約で通常生ずべき平均的損害額を超える部分（1項）
- ・金銭債務の遅延損害金が、支払うべき金額に年14.6%を乗じた額を超える部分（2項）

e x

携帯電話の情報提供料の支払いの約定で

「1日支払いが遅れると一日あたり500円の損害金を支払う」との約定

③10条

- ・民法その他の法律の任意規定に比し、消費者の利益を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

e x

#### 建物の賃貸借契約において

「賃借人は、退去にあたって、賃貸借契約時の原状に服して返還する義務を負う。  
天井・壁紙・畳替え・その他のハウスクリーニング費用は賃借人が負担する。」

#### 2 消費者契約法4条（不当勧誘行為）に関する差し止め請求

消費者契約法4条に該当する行為＝不当勧誘行為による契約の差止

重要事実の不実告知（第1項1号，4項）

「重要事実について事実と異なることを告げること」

重要事実の不告知（第2項，4項）

「重要事実について消費者の不利益となる事項を故意に告げないこと」

断定的判断の提供（第1項2号）

「不確実な事項につき断定的判断の提供を感じること」

退去及び不退去により困惑したことによる契約（第3項）

e x

中古自動車の走行メーターに巻き戻しがあるのに、これを故意に告げないで売却  
する（4条2項）。

繁華街に遊びに出かけたところ、アンケートに応じて欲しい、と店内に誘いこま  
れ、執拗に勧誘された。帰りたいといったにもかかわらず返してくれないので困  
惑して契約してしまった。（第4条3項）

#### 第3 景品表示法に基づく差止請求の対象となる表示（＝不当表示＝）

##### 1 優良誤認表示

「商品又は役務の品質、規格、その他の内容」について、実際のもの又は当該事業者  
と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示を  
すること（景品表示法11条の2第1項1号）。

e x 医療保険：表示「入院1日目から入院給付金のお支払い」

実際「入院して診断が確定した日からしか支払われない。」

食品の偽装表示

食 肉 表示「神戸牛」

実際「単なる国産牛」

## 2 有利誤認表示

「商品又は役務の価格その他の取引条件」について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること（景品表示法 11 条の 2 第 1 項 2 号）

e x 電子機器：表示 日本では当社だけの技術  
実際 他社も同じ技術を使用

## 3 不当表示の判断

表示と事実のズレがあるか否か

「DIAL 104そのままおつながしします。はじめました。」

という表示は 104 というただで電話をつなぐという意味か

それとも、ダイヤル 104 というそのまま電話をつなぐサービスをはじめたか。

表示と事実のズレがあった場合に適切な打ち消し表示がなされているか。

※定期預金金利 3.19%（税引後 2.552%）

注記上記の例における特約設定レートは 基準レート＝116.40 円です。  
市場動向により異なります。

他の特約設定レートの場合は、いずれも表示される金利より低かった。

↓

不当表示

表示と事実のズレがない場合に、表示に対応する論拠があるのか

※景表法では不実証広告は不当表示になる（15条）。

ただし、差止請求では、この規定は使えない。

## 4 不当表示の具体例（公正取引委員会の排除命令を参照に）

- (1) 九州電力に対する排除命令
- (2) 旺文社に対する警告
- (3) 平成 21 年 6 月の排除命令

## 5 差し止めすべき不当表示を発見したときの消費者団体の対応

- (1) 書面による請求が必要
- (2) 業者の調査・報告
- (3) 差し止め訴訟か公正取引委員会への報告などか？

#### 第4 特定商取引法に基づく差止請求について

##### 1 特定商取引とは何か？

通信販売

訪問販売・電話勧誘販売 訪問販売、アポイントメントセールス、キャッチセールス

特定継続的役務提供 英会話教室など

連鎖販売取引 いわゆるマルチ商法

業務提供誘引販売 実習本やソフトを買えば、仕事を紹介するなどといった勧誘をして販売

法改正によって適用範囲拡大 指定商品制という限定適用方式から  
原則適用方式

##### 2 不当勧誘類型

###### (1) 不実の告知、重要事実の不告知

※ 消費者契約法との違いは、「顧客又は購入者もしくはサービス提供者を受ける者の判断に影響を及ぼす重要な事項」として動機が含まれることが明確

###### (2) 困惑類型

###### (3) 断定的判断の提供

##### 3 不当表示類型

通信販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売の広告に際して、優良誤認表示・有利誤認表示がされた場合→景表法の項参照

##### 4 不当契約条項類型

・クーリングオフ（無条件解約）を妨害するような規定（9条8項に違反する特約）

※9条8項

訪問販売契約の申込みの撤回に際し、下記に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

・売買契約が解除された場合の損害賠償の予定又は違約金の定めが法に違反している場合を含む売買契約などを締結するおそれがある場合

以 上